

岩手県告示第589号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	診療科名	勤務先	所在地	指定年月日
月村 悦子	整形外科	岩手県立釜石病院	釜石市	平成29年7月18日
八島 良幸	内科	釜石のぞみ病院	釜石市	〃
北山 修	内科	医療法人社団愛生会昭和病院	一関市	〃
千田 恵美	内科	千田クリニック	北上市	〃
森 潔史	神経内科	いわてリハビリテーションセンター	岩手郡雫石町	〃
佐々木 慎	小児科	岩手県立釜石病院	釜石市	〃
酒井 敏彰	循環器内科	岩手県立二戸病院	二戸市	〃
橋浦 哲哉	眼科	岩手県立二戸病院	二戸市	〃
中村 祐貴	内科	岩手県立千厩病院	一関市	〃